平成２３年（フ）第１１３号
新潟県南魚沼市穴地新田237番地
債務者　中澤　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
新潟県長岡市川崎４丁目335－７　コーポ川崎202、住民票上の住所新潟県長岡市釜沢町200番地１
債務者　諸我　　徹
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
静岡県磐田市安久路２丁目２番地９
債務者　高橋千津子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０９９号
札幌市豊平区美園２条３丁目１番１号　リッチフィールド210号
債務者　川西　功子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８８号
北海道北広島市大曲末広３丁目20番地10
債務者　新井　幸一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０２号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番23号　ロイヤルリバーハイツ303号
債務者　冨田亜佐美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０７号
札幌市中央区南19条西９丁目２番37号　ラカサ　グリース19―403号
債務者　大森　早苗（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３４号
北海道江別市文京台51番地の11　エール文京台Ａ202、申立時の住所北海道江別市大麻西町８番地の11
債務者　森　富美子（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１０号
札幌市手稲区前田５条14丁目２番７号　前田ハウス102号
債務者　八木まり子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５３３号
札幌市西区発寒４条４丁目１番32号　Ｍコーポ203号
債務者　北村　公夫
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８０号
札幌市中央区南７条西７丁目２番地１　ローヤルハイツ南７条1082号
債務者　大槻　美佳
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
群馬県館林市上赤生田町3510番地
債務者　齋藤　克彦
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２２号
群馬県館林市諏訪町1450番地
債務者　菅井　三枝
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３６号
群馬県館林市緑町２丁目19番１号　六郷ハイツ―601
債務者　柳川カツ子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第９９号
岐阜県多治見市笠原町412番地の10、前住所岐阜県多治見市大畑町５丁目９番地の40
債務者　本田　雅都
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１００号
岐阜県土岐市泉神栄町２丁目24番地の１　神栄コーポ　Ｅ号、従前の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の346
債務者　濵﨑　博文
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１０１号
岐阜県土岐市泉神栄町２丁目24番地の１　神栄コーポＥ号、従前の住所岐阜県土岐市肥田町肥田2985番地の346
債務者　濵﨑ヤス子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部